

会員各位

一般社団法人 神戸植物検疫協会

輸出登録検査機関における「精密検査」の検査方法追加のお知らせ

当会は植物防疫法に基づき農林水産大臣から「登録検査機関」の登録を受け、2024年10月24日より輸出植物検疫の検査業務を開始いたしました。

このたび、2026年5月14日付けで「精密検査」の検査方法に関して、目視検査当日に検査結果が判明するミキサー・ふるい分け法を追加いたしましたので、お知らせいたします。

ミキサー・ふるい分け法での検査をご希望の場合、検査を実施した検査単位ごとに会費基準に基づきご請求させていただきます。

<精密検査の方法について>

精密検査は、線虫が付着していないことを確認する検査です。検査方法は以下の2種類からお選びいただけます。

	ベールマン法	ミキサー・ふるい分け法
検査の概要	検体を水に浸し、線虫が自ら水中に移動する性質を利用して検出する方法	検体をミキサーで細かく砕いた後、ふるいにかけて線虫を分離・検出する方法
対象品目	台湾向け長いも・サツマイモ・イチゴ等	台湾向け長いも・サツマイモ・イチゴ等
結果判明	目視検査終了後、約24時間後	目視検査当日
会費基準（輸出）	申請書1件 500円 及び1回 3,500円	申請書1件 500円 及び1回 3,500円
会費基準（その他）	—	検査単位ごと1件 3,500円
特徴	低コストで簡便に検出できる	当日中に結果が得られるため、出荷スケジュールに合わせやすい

※会員外の荷主及び申請者の方につきましては、上記会費基準に加え、申請書1件ごとに賛助割増2,000円を別途ご負担いただきます。

通関・出荷のスケジュールを優先される場合は、当日結果が判明するミキサー・ふるい分け法のご利用をご検討ください。

<問合せ先>

一般社団法人 神戸植物検疫協会 業務課

TEL : (078) 321-0081

FAX : (078) 391-4664

Mail : export@kobe-shokken.or.jp